## 明石市立天文科学館星の友の会会則

(名 称)

第1条 この会は、明石市立天文科学館星の友の会と称し、事務所を明石市立天文科学館内におく。

(目 的)

第2条 この会は、会員相互の天文知識の向上と親睦をはかることを目的とする。

(事業)

- 第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。
  - (1) 会報の発行
- (4) 天文ニュースの発行
- (2) 野外天体観測会
- (5) その他必要な行事
- (3) 天文施設見学会

(組 織)

- 第4条 この会は、天文愛好の小学校4学年以上の個人会員と、家族会員をもって組織する。
  - 2 この会には、次の役員をおく。
  - (1) 会 長 明石市立天文科学館長があたる。
  - (2) 副会長 会員のうちから会長が1名委嘱する。
  - (3) 幹事 会員の中から3名と明石市立天文科学館職員のうちから3名、会長がそれぞれ委嘱する。うち1名を常任幹事として会長が委嘱する。
  - (4) 監 査 会員のうちから1名と明石市立天文科学館職員のうちから1名、会 長がそれぞれ委嘱する。
  - (5) 顧 問 必要に応じて置くことができる。

(役員の任期)

第5条 役員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会長等の職務)

- 第6条 会長は会務を総理し、幹事会の議長となる。
  - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
  - 3 監査は、この会の会計経理について監査する。
  - 4 常任幹事は、会長の指示により、この会の業務の処理推進をはかる。
  - 5 顧問は、会長の要請により助言を与えることができる。

(幹事会)

- 第7条 幹事会は年2回の定例会及び会長が必要と認めたとき、会長が召集する。
  - (1) 幹事会は、会長、副会長、及び幹事(以下、幹事等という。)をもって構成し、 この会の運営基本計画、会則の制定改廃及び予算決算などを策定する。
  - (2) 幹事会は、幹事等の過半数の出席により成立する。
  - (3) 幹事会の議事は、出席幹事等の過半数で決し、可否同数の時は、会長がこれを 決定する。

(会 費)

- 第8条 この会の会費は、次のとおりとする。
  - (1) 個人会員 1 カ年 2,000 円、6 カ月 (10 月 1 日~翌年 3 月 31 日) 1,000 円
  - (2) 家族会員 1カ年 3,000円、6カ月 (10月1日~翌年3月31日) 1,500円
  - 2 納入された会費は返還しない。
  - 3 入会には、入会申込書に会費をそえて申し込むものとする。

(会 計)

- 第9条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
  - 2 この会の運営に要する経費は、会費及び雑入等をもってこれにあてる。
  - 3 決算は、監査の審査を受け、幹事会の承認を得なければならない。
  - 4 会計年度における剰余金は、幹事会の承認を経て翌年度に繰り越すものとする。

(庶 務)

第10条 この会の庶務は、明石市立天文科学館が行う。

(委 任)

第11条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、幹事の意見 を聞き、会長がこれを定める。

(施 行)

昭和46年4月1日

(改 正)

昭和48年4月1日昭和49年4月1日昭和51年4月1日昭和52年4月1日昭和56年4月1日昭和60年4月1日平成6年4月1日平成12年7月1日平成24年7月1日

附則

(施行期日)

1 この会則は、平成24年7月1日から施行する。